

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法 身に覚えのない商品の送り付けに注意！

「身に覚えのないマスクが中国から届いた」という送り付け商法や、「マスクを無料送付するとの電話があった」などの相談が寄せられています。政府から道内全戸に送付される布製マスクに便乗した「送り付け商法」や「行政機関をかたる詐欺」などが増加する可能性があります。

注意！
政府が1住所2枚配布している布製マスクは、お知らせ文と一緒に、透明の袋で配布。



【事例1】40歳代 士別市 女性

注文した覚えのない厚みのある封筒小包が中国から届いた。商品名はローマ字で書かれよくわからないが、手のひらサイズでマスクが2枚入っているようだ。

先月、大手通信販売事業者を通じマスクを購入し、それは既に届いている。荷物は開封せず宅配業者に受け取り拒否をした。しかし1週間後、今度は少し大きめの封筒に入ったマスクのようなものが自宅に届いたが、同様に受け取り拒否してよいか。後日送料を請求されないか。

【事例2】80歳代 女性

国の機関をかたり「新型コロナウイルス感染によりマスクを無料で配布している」と電話があり、住所や名前を聞かれ答えた。今後自宅に届くようだ。高額なマスク代金を請求されたり業者が自宅を訪問することはないか。

【ひとこと助言】

- 【事例1】については、売買契約は成立していないことから、お金を支払う義務や事業者と連絡する必要もありません。商品が送付された日から14日間（事業者に引き取りを請求した場合は7日間に短縮）を経過すれば商品を自由に処分できるというネガティブオプションが適用されます。その他、個人情報が出た場合も考えられ、クレジット会社に不明な決済がないか確認しましょう。荷物を開封していない場合は、受け取り拒否も可能です。
- 【事例2】については、無料を主張し受け入れてもらえない場合は、電話勧誘販売にあたり事業者には書面交付義務があります。クーリング・オフといって、契約書面を受け取った日を含め8日以内に契約解除通知をハガキで送付することで契約の解除ができます。
- 金融機関や警察、市役所などの公的機関を装って、口座情報やキャッシュカードの暗証番号などを盗み取ろうとする相談が見られます。電話や訪問、メール等が届いたりしても、絶対に口座情報や暗証番号等を教えたりキャッシュカード、通帳、現金を渡さないようにしましょう。不安に思った場合やトラブルになった場合には、士別地区広域消費生活センター（23-3820）にご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日祝日・年末年始を除く)



